

令和5年12月14日

弘前市長 櫻田 宏 様

弘前市協働によるまちづくり推進審議会

会長 佐藤 三三



弘前市協働によるまちづくり基本条例に基づく市の事業等の
審議について（答申）

令和5年7月19日付け弘市協発第70号により諮問を受けた標記の件に
ついて、本審議会では慎重に審議を行った結果、別添のとおり答申します。

市は、この答申内容のほか、本市の実状や費用対効果を踏まえ、持続可能な協働によるまちづくりを推進してください。

弘前市協働によるまちづくり基本条例に
基づく市の事業等の審議について
(答申)

令和5年12月

弘前市協働によるまちづくり推進審議会



目 次

第1	審議の方法及び経過	… 1
第2	今年度審議した取り組みに係る弘前市協働によるまちづくり基本条例関連条文	… 3
第3	市の取り組み	… 4
第4	取り組み内容の評価及び条例の見直しについて	
1	取り組みの評価について	… 5
2	条例の見直しについて	… 5
第5	改善に向けた提案	
1	自助を促進するための取り組み	… 6
2	共助を促進するための取り組み	… 6
3	災害ボランティアへの参加を促進するための取り組み	… 7
4	災害から文化財を守るための取り組み	… 8
第6	資料	
1	弘前市協働によるまちづくり推進審議会委員名簿	… 9
2	諮問書	… 10

第1 審議の方法及び経過

本審議会は、弘前市協働によるまちづくり基本条例（以下「条例」という。）第33条の規定に基づき設置され、条例及び弘前市協働によるまちづくり推進審議会運営規則の定めにより運営したところであります。審議会は、「1 条例と各種計画、事業等の整合性に関すること。」、「2 条例の見直しに関すること。」、「3 事業遂行等の改善に関すること。」を担任事務としています。

近年、日本各地で様々な災害が発生し、当市でも、昨年の大雨による災害によって甚大な被害が発生しています。そして、今後も起こりうる災害に対する危機管理体制の確立が課題となっています。本年度の審議会では、令和5年7月19日付け弘市協発第70号により諮問を受けた「まちづくりの推進における防災の取り組み」が、条例の内容に則したものとなっているかについて審議を行いました。

防災を考えるにあたっては、自分自身の身の安全を守る「自助」及び地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合う「共助」の観点が重要視されています。

また、災害時に活動するボランティアである「災害ボランティア」の必要性も年々高まっていることに加え、当市は文化財が多いことから「文化財の防災力」についても考える必要があります。

審議にあたっては、これらを踏まえ「まちづくりの推進における防災の取り組み」を、「防災課が行っている取り組み」、「防災課以外が行っている取り組み」の2つの要素に分け、それぞれの取り組みについて、下記の審議の視点から検証・検討を行いました。

1 防災課が行っている取り組み

<審議の視点>

市民の「自助」と「共助」に必要な知識、技術、労力、物資、情報、資金を提供するために、市が取るべき適切な方策になっているか。

- ①「自助」と「共助」の主体の分類が適切なものになっているか。
- ②「自助」と「共助」の主体の分類に即した方策になっているか。

2 防災課以外が行っている取り組み

<審議の視点>

- ①災害ボランティアの参加者の確保や、ボランティアの人材育成が図られるものとなっているか。
- ②文化財の防災力を高めるための取り組みが適切なものとなっているか。

○第1回審議会

(開催日)

令和5年7月19日(水)

(内 容)

- ・ 諮問
- ・ 審議会の趣旨及び役割等について
- ・ 令和4年度答申に対する市の取り組み状況の報告
- ・ 令和4年度 協働によるまちづくりに関するアンケート結果の報告
- ・ 審議方針等について
- ・ 審議

○第2回審議会

(開催日)

令和5年9月6日(水)

(内 容)

- ・ 審議

○第3回審議会

(開催日)

令和5年10月17日(火)

(内 容)

- ・ 審議

○第4回審議会

(開催日)

令和5年11月21日(火)

(内 容)

- ・ 答申案の検討及び承認

第2 今年度審議した取り組みに係る弘前市協働によるまちづくり基本条例関連条文

(危機管理体制の確立)

第20条 議会及び執行機関は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民等及び関係機関と連携し、災害等に対する危機管理体制の確立に努めなければならないものとし、

2 市民は、自らの生命、身体及び財産を守るため、日頃から安全確保に努めるとともに、市民相互の連携・協力体制の充実に努めるものとし、

第3 市の取り組み

審議会事務局から説明を受けた取り組み内容は、次のようなものでした。

各課に「市民と協働して実施している事業」について照会し、防災の取り組みについて、課題等を洗い出しました。

1 防災課が行っている取り組み

- ・防災まちづくり推進事業（弘前市防災マイスター育成講座）
- ・防災まちづくり推進事業（防災教育）
- ・自主防災組織育成支援事業

<課題>

- ・開催目的とは異なる理由で講座に参加する場合も多い。
- ・他団体で行っている取り組みと内容が重複した場合、参加者が集まりにくい。
- ・実施後のアンケートを取っているが、児童生徒の意識向上がどれくらい図られたか正確に把握することが難しい。
- ・弘前市防災マイスターを対象に講師を募集しているが、応募者が少なく市防災課の職員が講師になることが増えている。
- ・町会の高齢化が進み、町会の運営自体が困難となっていることから自主防災組織の結成に至っていないケースが多い。結成済みの組織についても同様の状況であり、活動に参加する人員が減少している。

2 防災課以外が行っている取り組み

- ・弘前市災害ボランティアセンター設置・運營業務事業（福祉総務課）
- ・伝統的建造物群保存地区防災計画見直し事業（文化財課）

<課題>

- ・災害ボランティアの参加者の確保が難しい。
- ・災害ボランティア事前登録制度をより周知する必要がある。
- ・災害ボランティアを取りまとめる「災害ボランティアリーダー」を養成する必要がある。
- ・スコップや土のう袋などの活動資材の確保が必要である。
- ・新防災計画策定にあたっては、地区住民をはじめとする地元町会等の関係機関とも十分に連携・協議しながら計画策定に取り組む必要がある。
- ・地区住民や町会の理解と協力が不可欠となるので、地区住民にとって参加しやすい仕組みとわかりやすい周知が必要。

第4 取り組み内容の評価及び条例の見直しについて

1 取り組みの評価について

今年度の諮問内容について審議した結果、対象となる取り組みについては、防災を自分事として考えるための工夫や防災ボランティアについてのわかりやすい仕組みなど、一部改善すべき点は見受けられるものの、おおむね条例の趣旨に沿って行われていると評価します。

2 条例の見直しについて

第2記載の今年度の審議に関連する条例の条文については、見直しが必要とされる箇所は特に認められませんでした。

【写真】 審議の様子



第5 改善に向けた提案

第4で述べたとおり、まちづくりの推進における防災の取り組みについては、おおむね条例の趣旨に沿って行われていますが、これまで以上に内容の充実を図るため、下記の諸点を提案します。

1 自助を促進するための取り組み（自助：自分自身の身の安全を守ること）

弘前市は災害が少ないと思っている市民が多い。しかし、近年の地球規模の気候変動によって、災害が発生する可能性は増加しているため、防災を自分事としてとらえる必要がある。

（1）防災に関する情報発信

ア 自主的に防災について考える機会の少ない市民や地域、防災に興味がない市民に向けて、誰にでもわかる簡単な言葉や伝え方によるわかりやすい周知を行い、防災を自分事としてとらえることができるよう工夫して発信すること。

イ 防災に関する情報発信を行う際には、災害発生時に想定される被害状況や災害発生時の季節、時間帯による状況の違い等を合わせて発信し、避難所やハザードマップの確認、避難訓練への参加など平常時の防災活動への参加に繋げることができるよう努めること。

（2）防災教育の実施

小・中学校向けに行っている防災教育について、児童生徒が教わったことを各家庭に広めることができるように、基本的な防災知識に関する内容に加えて、実際に起こった災害の事例の紹介や体験した方の話を聞く機会を設けるなど、児童生徒の記憶に残る内容にするよう努めること。

2 共助を促進するための取り組み（共助：町会やテーマコミュニティ¹といった周囲の人たちが協力して助け合うこと）

地域で行う避難訓練など、共助の取り組みについては町会を単位として行ってきたものが多い。しかし、高齢化等で地縁の繋がりが希薄化していることから、町会以外のテーマコミュニティについても共助の担い手として考える必要がある。

¹ 弘前市協働によるまちづくり基本条例第11条第2号 市民活動団体その他のテーマで結び付いた団体のこと。

(1) 防災意識を高める避難訓練の実施

ア 市が実施している避難訓練について、起こりやすい災害など各地区の特性を踏まえた内容となるよう工夫すること。

イ 大人も防災意識を高められるよう、学校等で行っている防災教育や避難訓練への地域住民の参加について検討すること。

(2) 町会以外の共助の担い手の掘り起こし

町会の構成員の高齢化や町会へ加入する市民の減少に伴い、地縁の繋がりが希薄化していることから、町会以外のテーマコミュニティに向けても防災に関する情報発信を行うよう努めること。

3 災害ボランティアへの参加を促進するための取り組み

「災害ボランティア」は災害時に活動するボランティアであるが、その存在や役割についてはよく知られていないといった実情がある。災害ボランティアについて、参加を促進するために、情報発信と事前登録の仕組みについて工夫する必要がある。

(1) 情報発信の工夫

ア イベント・講座等のボランティアに関心のある人が集まる場所で、災害ボランティアについての情報発信を積極的に行うよう努めること。

イ 災害ボランティアについて、力仕事だけでなく避難所での手伝いや被災者の話し相手など、様々な種類の活動があることを周知することで、「この内容であれば自分もできる」と感じられるよう工夫して発信すること。

(2) 事前登録を促す仕組み

ア 災害ボランティアの事前登録をする際、手続きが複雑だと登録まで至らない可能性があるため、わかりやすい手続きで登録できるよう工夫すること。

イ 個人で登録することはもとより、市ボランティアセンターに登録している団体や企業に対しても災害ボランティアへの事前登録を促すよう努めること。

4 災害から文化財を守るための取り組み

弘前市の特徴の一つは、文化財が多く存在していることである。文化財は市民にとって、大切な「財産」であるから、「防災」という観点から文化財を見直すことも大切である。

(1) 文化財を守るための意識醸成

災害から文化財を守るためには、地域や市民の方々の協力が不可欠であるため、その本質的価値を明らかにすると同時に、被災歴などの歴史的事項や文化財の特質などについて周知し、学びの機会を設けるなど、文化財を自らで守っていきたいという意識の醸成を図ることができるよう努めること。

(2) 情報発信の工夫

文化財防火デーなど、文化財を守るための取り組みについて周知する際には、それぞれの文化財が持つ特徴を踏まえるなど、工夫して行うこと。

第6 資料

1 弘前市協働によるまちづくり推進審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属等
第1号委員 知識経験のある者	
野口 拓郎	弘前圏域移住交流デザイナー
○藤岡 真之	弘前学院大学社会福祉学部 准教授
第2号委員 公共的団体等の推薦を受けた者	
下山 世江子	中南地域VIC・ウーマンの会
大藪 貴雄	一般社団法人弘前青年会議所 副理事長
大村 嗣郎	弘前市町会連合会 理事
大西 晶子	特定非営利活動法人 SEEDS NETWORK 理事長
鴻野 孝典	弘前市社会教育協議会 会長
安田 昭弘	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会 事務局長
大塚 えりか	弘前市消防団女性分団 班長
葛西 聖子	ひろさき健幸増進リーダー会 監事
斎藤 明子	弘前市食生活改善推進委員会 会長
花田 流久	大学コンソーシアム学都ひろさき
第3号委員 公募による市民	
松山 秀和	公募委員
女川 茉菜	公募委員
第4号委員 その他市長が必要と認める者	
◎佐藤 三三	元弘前市自治基本条例市民検討委員会委員長 弘前大学 名誉教授

※◎=会長、○=会長職務代理者

※任期は令和7年7月18日まで

2 諮問書



弘市協発第70号
令和5年7月19日

弘前市協働によるまちづくり推進審議会
会長 佐藤 三三 様

弘前市長 櫻田 宏



弘前市協働によるまちづくり基本条例に基づく市の事業等の審議について
(諮問)

本市は、平成27年4月1日にまちづくりの基本ルールであります「弘前市協働によるまちづくり基本条例」(平成27年弘前市条例第4号)を施行し、市民参加を大事にした公正かつ誠実な市の事業等の実施や、市民の主体的な関わり及び協働による継続的なまちづくりの進展を図ることによって、「市民の幸せな暮らしの実現」に向けた取り組みを進めております。

この条例の実効性を確保するため、市の事業等が条例の内容に則して実施されているかを評価し、条例について必要な見直しや事業遂行等の改善について毎年度審議いただくことになっております。

つきましては、下記事項についてご審議いただきたく、貴審議会に諮問します。

記

諮問事項

まちづくりの推進における防災の取り組み

諮問理由

近年増加している災害等に対して、危機管理体制の確立が課題となっておりますが、弘前市協働によるまちづくり基本条例第20条においては、市民が災害等から生命、身体及び財産を守るために、第1項では議会及び執行機関が市民等及び関係機関と連携することを、第2項では市民相互が連携・協力体制の充実を図るよう努めるものとするを定めております。そこで、市の取り組みのうち、まちづくりの推進における防災の取り組みについて審議していただき、協働によるまちづくりの更なる推進を図るものです。

本市は、歴史・文化資源を数多く有するとともに、
緑豊かな自然環境に恵まれています。

また、学都として教育も充実し、地域のコミュニティによる
活動も根付いているなど、自然との共生を図りながら、
地域ならではの文化・生活が営まれてきました。

先人たちが築き上げてきたこの住みよいまちは、
今後も時代に応じ、新たなものを取り入れながらしっかりと育て、
次代を担う子どもたちへ継承していかなければなりません。

この住みよいまち、「あずましい ふるさと」を
笑顔でつないでいくためには、弘前を愛する心を育み、
まちづくりの担い手を育成するとともに、
協働によるまちづくりを行っていく必要があります。

したがって、市民の主体性を尊重するという
まちづくりの基本理念や市民、議会及び執行機関の役割、
それらによる協働のあり方を具体化した
まちづくりの仕組みなどを明らかにし、
その仕組みに基づく継続的な取組により、
市民の幸せな暮らしを実現するために、
本市のまちづくりの基本とする
弘前市協働によるまちづくり基本条例を制定します。

「弘前市協働によるまちづくり基本条例」前文

弘前市協働によるまちづくり基本条例に基づく
市の事業等の審議について（答申）

令和5年12月

作成 弘前市協働によるまちづくり推進審議会

問い合わせ先

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市 市民生活部 市民協働課 協働推進係

電話 0172-40-7108（直通）

FAX 0172-35-7956

Eメールアドレス shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp

